

埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札公告

障害者支援施設皆光園宿舍他解体工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、試行要領の規定によるものとする。

平成31年4月15日

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 牧 光治

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名称	障害者支援施設皆光園宿舍他解体工事			
(2) 工事場所	埼玉県深谷市人見1996番2			
(3) 工事期間	契約確定の日から令和元年10月31日まで			
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。			
(5) 工事概要	独身宿舍、鉄筋コンクリート造3階、延べ面積494.90㎡ 家族宿舍、鉄筋コンクリート造2階、延べ面積258.51㎡ 燃料庫、補強コンクリートブロック造1階、延べ面積5.60㎡ 物置及びポンプ室、浄化槽、ごみ置場、合計延べ面積29.12㎡ 上記建築物解体・処分、電気設備及び機械設備撤去・処分一式 外構施設（縁石、柵、舗装、外灯等撤去・処分及び樹木伐採・抜根）一式			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	改正建設業法による 解体工事業	工事分類名	解体工事
(7) その他	特になし。			
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。			
3 入札手続きの方法	本件入札は、試行要領により行う。			
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県社会福祉事業団ホームページに掲載する。 (http://sswc-gr.jp/sswc)			
5 競争参加資格確認申請書の提出	平成31年4月17日（水）午前9時00分から 平成31年4月26日（金）午後4時00分まで （土、日曜日、祝祭日を除く。）			
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に一般競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、提出すること。 同時に、その他必要な資料を提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。この期間の終期日時までに確認資料等が到着しない場合は、確認申請書は無効とする。 (1) 確認申請書、確認資料、その他必要な資料の提出先及び提出部数 ア 提出先 埼玉県深谷市人見1998番地 皆光園 庶務担当 電話 048-573-2021 ファクシミリ 048-573-2022 イ 提出部数 1部			

6 入札参加資格の確認通知	令和元年5月9日(木)			
	入札参加資格の確認結果は、上に示す日に通知する。			
7 設計図書等に関する質問	平成31年4月25日(木)午前9時00分から 令和元年5月13日(月)午後4時00分まで			
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を持参又はファクシミリにより提出すること。 ファクシミリ 048-573-2022 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。			
8 質問に対する回答	令和元年5月15日(水)午後3時00分			
	質問に対する回答は、上に示す日に埼玉県社会福祉事業団ホームページに掲示する。 (http://sswc-gr.jp/sswc)			
9 入札日時、場所	令和元年5月20日(月)午前10時00分 皆光園 会議室 庶務担当 電話 048-573-2021 ファクシミリ 048-573-2022			
10 開札	入札書の提出後、直ちに行う。			
11 入札に参加できる者の形態	単体企業			
12 入札に参加する者に必要な資格 (必要な参加資格があり、入札参加資格審査委員会に諮り、参加資格を有すると認められた者。)				
(1) 建設業の許可	改正建設業法による解体工事業 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条及び建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総金額により、特定建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、「(1)建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 工事成績	業種	とび・土工事業及び解体工事業	点数	65点以上
平成29年度及び平成30年度に完成した埼玉県発注工事のうち、「旧建設業法による、とび・土工事業及び改正建設業法による解体工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。				
(4) 所在地	「資格者名簿」に登載された「本店又は主たる営業所」を埼玉県内に有するもの。			
(5) 格付	解体工事業の格付が、A級であること。			
(6) 施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約	1回の契約金額(ただし、共同企業体による契約にあつては出資比率に基づく相当額とする。)が1千万円以上の建築物の解体工事		
		契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(地方公共団体出資法人を含む)又は日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。なお、共同企業体による請負の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。		

<p>(7) 配置予定の技術者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 152 619 185">資格・経験</td> <td data-bbox="619 152 1458 185">建設業法に規定された資格</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="480 185 1458 689"> <p>ア 入札に参加しようとする者は、上に示す資格・経験を有し、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「 5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p> </td> </tr> </table>	資格・経験	建設業法に規定された資格	<p>ア 入札に参加しようとする者は、上に示す資格・経験を有し、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「 5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p>	
資格・経験	建設業法に規定された資格				
<p>ア 入札に参加しようとする者は、上に示す資格・経験を有し、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「 5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p>					
<p>(8) 現場代理人</p>	<p>本件入札の対象工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」のうち「兼務を認める工事」の対象としない。</p> <p>また、現場代理人の現場に常駐を要しない期間については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。</p>				
<p>(9) その他の参加資格</p>	<p>ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定又は埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 改正建設業法による解体工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(「資本関係又は人的関係がある者(「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。)</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>ク 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p>				

	<p>ケ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものの入札への参加を制限する運用基準」参照。）</p> <p><本工事に係る設計業務等の受託者> 商号又は名称：株式会社大和建築設計 所在地：行田市天満8番28号</p>
13 最低制限価格	<p>設定する。</p> <p>（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札には参加できません。）</p>
14 入札保証金	<p>納付する。</p> <p>（1）入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に該当する者に限り、その納付を免除することができる。</p> <p>ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 入札する場合において、過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないおそれがないと認めるとき。</p> <p>ウ その他、上記に準ずる場合であると認めるとき。</p> <p>（2）（1）イに該当する場合の免除方法は、次のとおりとする。</p> <p>国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と鉄筋コンクリート造3階建以上、かつ800㎡以上の解体工事の請負契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行したもので工事契約書の写し及び工事完成検査結果通知書等、履行を証明するものの写しを提出した者。</p> <p>（3）入札保証金は、入札の終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。</p> <p>（4）落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。</p>
15 契約保証金	<p>（1）落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付しあときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、納付を免除することができる。</p> <p>ア 契約の相手方が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と事業団を債権者とする工事履行保証契約を締結した者。</p> <p>ウ 国（公団を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と契約金額が本工事の契約金額以上（鉄筋コンクリート造3階建以上、かつ800㎡以上の解体工事）の請負契約を当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行したもので工事契約書の写し及び工事完成検査結果通知書等、履行を証明するものの写しを提出した者。</p> <p>（2）契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>

16 支払条件	
(1) 前金払	する。(その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
(2) 部分払	しない。
(3) 中間前金払	しない。
17 現場説明会	開催しない。
18 契約の時期	契約の締結は埼玉県社会福祉事業団理事会の承認が得られた場合に契約を締結する。理事会の承認が得られなかった場合、遡ってこの入札公告は無かったものとする。なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)
19 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は2回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	試行要領による。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) くじ引きによる落札者の決定	落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きにより、落札者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 エ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の確認申請書、確認資料等を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業間同士が行った入札 ケ 次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 入札者の押印のないもの (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの (ウ) 押印された印影が明らかでないもの

	<p>(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>コ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
20 その他	<p>(1) 埼玉県社会福祉事業団会計規程、会計事務処理要領、業務委託等入札(見積)執行要領、試行要領、入札参加者心得を熟知の上、入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された確認申請書及び確認資料等は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格が有さないとされた理由に不服があるときは、試行要領に基づき、参加資格の有無の再確認を求めることができる。 なお、参加資格の有無の再確認は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた場合は、新税率を適用する。</p>
21 この公告に関する問い合わせ先	<p>〒366-0811 埼玉県深谷市人見1998番地 皆光園 庶務担当 電話 048-573-2021 ファクシミリ 048-573-2022</p>